

入院基本料に関する事項

1. 南 1 病棟は「15:1 入院基本料」を算定する病棟で、1 日に 10 人以上の看護職員（看護師及び准看護師）が勤務しています。なお、時間帯毎の配置は次のとおりです。
 - ①（日勤時間帯） 8 時～16 時まで、看護職員 1 人当たりの受持数は 8 人以内
 - ②（準夜時間帯） 16 時～ 0 時まで、看護職員 1 人当たりの受持数は 23 人以内
 - ③（深夜時間帯） 0 時～ 8 時まで、看護職員 1 人当たりの受持数は 23 人以内・また、8 時～16 時 30 分までの時間帯には、身支度や食事など身の回りの世話をする看護要員 4 人が勤務しています。
2. 北 1 病棟は「15:1 入院基本料」を算定する病棟で、1 日に 11 人以上の看護職員（看護師及び准看護師）が勤務しています。なお、時間帯毎の配置は次のとおりです。
 - ①（日勤時間帯） 8 時～16 時まで、看護職員 1 人当たりの受持数は 8 人以内
 - ②（準夜時間帯） 16 時～ 0 時まで、看護職員 1 人当たりの受持数は 26 人以内
 - ③（深夜時間帯） 0 時～ 8 時まで、看護職員 1 人当たりの受持数は 26 人以内・また、8 時～16 時 30 分までの時間帯には、身支度や食事など身の回りの世話をする看護要員 5 人が勤務しています。
3. 南 2 病棟は「精神科急性期治療病棟(1)」を算定する病棟で、1 日に 11 人以上の看護職員（看護師及び准看護師）が勤務しています。なお、時間帯毎の配置は次のとおりです。
 - ①（日勤時間帯） 8 時～16 時まで、看護職員 1 人当たりの受持数は 8 人以内
 - ②（準夜時間帯） 16 時～ 0 時まで、看護職員 1 人当たりの受持数は 21 人以内
 - ③（深夜時間帯） 0 時～ 8 時まで、看護職員 1 人当たりの受持数は 21 人以内・また、8 時～16 時 30 分までの時間帯には、身支度や食事など身の回りの世話をする看護要員 4 人が勤務しています。
4. 北 2 病棟は「認知症治療病棟(1)」を算定する病棟で、1 日に 11 人以上の看護職員（看護師及び准看護師）が勤務しています。なお、時間帯毎の配置は次のとおりです。
 - ①（日勤時間帯） 8 時～16 時まで、看護職員 1 人当たりの受持数は 8 人以内
 - ②（準夜時間帯） 16 時～ 0 時まで、看護職員 1 人当たりの受持数は 27 人以内
 - ③（深夜時間帯） 0 時～ 8 時まで、看護職員 1 人当たりの受持数は 27 人以内・また、8 時～16 時 30 分までの時間帯には、身支度や食事など身の回りの世話をする看護要員 4 人が勤務しています。